

大和市告示第130号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年7月28日

大和市長 古谷田



1 送達すべき書類

固定資産税・都市計画税（令和7年度第3期及び第4期）及び国民健康保険税（令和7年度第9期及び第10期）の督促状

2 前項に掲げる書類の送達を受けるべき者

別紙のとおり。

固定資産税・都市計画税

送達を受けるべき者の氏名・名称	年度	年度分	通知書番号	期別
関 典子	R7	R7	244007	3期
関 典子	R7	R7	244007	4期

国民健康保険税

送達を受けるべき者の氏名・名称	年度	年度分	通知書番号	期別
青木 英子	R7	R7	230480	10期
藤原 正典	R7	R7	228192	10期
實川 弘明	R7	R7	99368	10期
高木 智也	R7	R7	261076	10期
瀧本 泰弘	R7	R7	178306	10期
瀧本 泰弘	R7	R7	178306	9期
石井 敏雄	R7	R7	123080	10期
SUN KUEI MEI 孫 貴美	R7	R7	257141	10期
後藤 弘行	R7	R7	270423	10期
喜屋武 蔵人	R7	R7	123595	10期
清水 宏則	R7	R7	203149	10期
横田 学	R7	R7	205052	10期